

新聞掲載記事より

【質問】薬の副作用で被害を受けた人に対する国の補償制度があると聞きました。詳しく教えてください。

(45歳・会社員男性)

薬品副作用の補償制度

【回答】お尋ねは「医薬品副作用被害救済制度」のことですね。法律に基づいた公的な制度で、1980年に始まりました。

医薬品は効能と副作用を併せ持つっており、副作用のない医薬品はないと言っても過言ではありません。その使用に当たっては慎重に使用しても副作用を防ぐことができないことがしばしばあります。



市販薬も救済可能

品には薬局などで購入した市販薬も含まれます。救済の対象となる副作用

これらの健康被害は民法による責任追及が難しい。医薬品は効能と副作用を併せ持つ。副作用のない医薬品はない。過言ではありません。使用に当たっては慎重に使用しても副作用を防ぐことができない。しばしばあります。

これらの健康被害は民法による責任追及が難しい。医薬品は効能と副作用を併せ持つ。副作用のない医薬品はない。過言ではありません。使用に当たっては慎重に使用しても副作用を防ぐことができない。しばしばあります。

死亡の原因が副作用なのか、疾病自体なのかの判断が難しいから。予防接種は任意の予防接種は対象となりますが、法定予防接種は対象外です。法定予防接種には「予防接種健康被害救済制度」という別の制度が用意されています。

法定予防接種は対象外

- ④障害児養育年金(18歳未満。年額は1級84万7200円、2級67万8千円) ⑤遺族年金(死亡者の遺族対象。10年が限度。年額237万円) ⑥遺族一時金(71万円) ⑦葬祭料(20万円) ⑧給付の請求は、本人または遺族が独立行政法人「医薬品医療機器総合機構」(東京)に行います。請求から判定までの期間は10カ月程度です。

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。